

BC級（アメリカ裁判関係）グアム裁判

第一号事件

（一名）

本資料は閲覧用です

平11
法務
4B
4228

2010年7月2日 済

篠原武熊事件資料

供述者 篠原武熊

調査者 井上忠男

日時 昭和三十七年二月二十三日

場所 法務省

一 経歴と日本軍グアム島上陸当時の状況

私は、一九〇五年グアム島に入国し、爾来同島に居住して貿易業等を営み、日本人会長等を勤めていた。グアム島に居留した日本人は、一時は、三百家族に達したが、ハワイ、米本土、比島等に移住して、昭和十六年十二月、日米開戦の頃には、三十六家族で、二世の数は四五〇名位であつた。

私は、刑務所に監禁されていた。一九四一年十二月十日、朝二時頃、日本軍は、グアム島に上陸した。私は、鍵をあげて監房から出された。日本の司令官が呼んでいるといふことであつた。日本海軍では、私のことを調査済みであつたが、同島の総督であるマックミラン海軍大佐が、篠原を呼んでくれと日本側に申し入れ、その結果、引き出されて米軍守備隊降伏の場に立会させられた。日本軍代表の林海軍中佐から、無条件降伏の要求が出され、米軍は、捕虜を優遇して貰いたい旨の申入れを行い、「日本軍は、日清・日露戦争以来捕虜を優遇しているから安心せよ」という林海軍中佐の言明で、降伏文書に署名したのである。

私は、米捕虜会談と共に、現地部隊降伏の交渉に当り、SPRAY 港において、米海兵隊約二〇〇〇名の説得に成功した。これによつて彼我共血を流さずにすんだ。私は、後に日本軍から感謝状を貰つた。

私は、日本軍のために協力して、ガソリンや、食糧品等を提供し、また日本の二世を飛行場作りに協力させた。

二

グアム島失陥と抑留

一九四四年七月二十一日朝、米軍は、グアム奪還のため上陸し、日本軍は全滅した。AGAT 附近の上陸戦は、最もはげしく、砲

撃のため、上陸地一帯は木葉もないようになった。これよりさき、開墾隊（志願の学生等で編成）が内地から来て、住民を使つて軍のために開墾し、サブライすることに成り、戦争を予期して作戦地域の圏外に移動し、私も指導に當つていた。米軍上陸時、私共の住んでいたのは、東部の FAROHIO であつた。そこへ米軍が来て、サイパン島から移つて来た者及び私共を抑留し、<sup>AGAT</sup> に移動させられ、キャンプを作つて一週間おつた後、AGAT 市に移された。抑留された人員は、当初サイパンから移つた者、在留邦人及びその家族及び軍人四・五名の計三〇〇名位であつたが、そのうちジャンクル内から、日本軍人が一〇〇〇名ばかり投降し、武田大佐が三〇〇名を連れて投降した。その後硫黄島からも

✓✓✓

一〇〇〇名ばかりが来た。

三

捜査

調査官がキャンプに来て、収容者から事情を聴取して廻つた。私は、事情を説明しなかつたが、私に対して、調査官は、証人に証言を依頼したり、教育して歩いていった。

四

裁判

私に対する裁判は、一九四四年八月、AGAT 市の刑務所附近のバラック建の Military Court で開始された。

裁判長は、米海兵大佐で、中佐、少佐、大尉等裁判長以下十二名、検事は、コロラード州知事だつた召集の中佐、被告は、私人だけで、恐らく日本人に対するこの種裁判の第一号であろう。米軍予備役将校一名が弁護人として私についた。

起訴事実の主なもの、次のようなものであつた。  
一 藤原はアンキンクロール会社の商品を略奪した。

二 E・ナリーシヤ・バットラー夫人所有の二馬力半のエンジンを強奪しこれを日本軍に提供した。

三 婦女を日本軍に提供し、売淫、強姦させた等。  
アンキンクロール会社の商品は、日本軍が押収し、物資不足の際、これを各商店に分配して売却させたので、むしろ日本軍が民間のために謀<sup>謀</sup>つてやつたことであると答えた。

バットラー夫人所有の電気機械については、日本海軍が、これを借用したいという希望で、私が通訳をつとめた。所有者は、承諾して、契約書を所持しているかという質問に対して、戦争の際紛失したという回答であつた。しかるに、裁判では、契約書の件は記録されなかつた。また、岡田という邦人は、法廷で、証言して、エンジンは、オロラ（半島）に備えつけた擬砲のバッテリーに使用したとか、北の海岸の岬に運んで対潜砲のために使用したとか証言したが、実際は、宿舎の電燈用に使用されたもので、米

軍上陸時には住民が盗んでしまつていた。

三 慰安婦募集事件は、日本人会で、陸軍の軍人が乱暴した女を要求したとき、私は、日本人会長として、売春婦の世話はできないことはないとなだめて、某日本人に依頼し、この人が、募集したのについて責任を取つたのである。

また、二世と一緒に、土民を飛行機作りに協力させたことも起訴されていた。

その他、日本軍のグアム占領時、米司令官の隙を殴打したという証言も、凶人の住民から出ていた。また、日本軍が使用していたクラブで、パーティの際、女の子の前で、私が、米国旗を引き裂いて、こぼれたビールを拭いたという証言も出ていた。

米司令官は、日本軍の捕虜となつて満州に送られていたが、終戦後帰国して、ロングビーチに住んでいた。私の再審に当つて、息子の友人である弁護士が、司令官を訪ねて、殴打の有無を確か

めだが、彼は決してそんなことはなかつたと答えた。司令官の海軍大佐と私は、元来友人であり、それだからこそ、降伏に際して、私を呼んでくれと日本軍に依頼したのである。また、日本軍指揮官と司令官との会見室には、私以外に、住民は立会できなかったのであるから、私か、司令官の額を殴打したのを見たなどとは、あり得ないことであるのに、四人もの証人が、同様の証言をして

いるのは、全く私を罪せんがため偽証であつた。また、米國旗で、こぼれたビールを拭いたのは、事實であつた。

が、これは、私ではなく、戦死した某日本人であつた。偵察側の証人は約十名、私の商売仇が多かつた。弁護側の証人は二名であつた。

##### 五 判決及び再審

裁判終了後も、私に対して判決の言渡しはなかつた。しかし、ワシントンから来た私の息子の友人の F. SUSS 海軍法務少佐から、

裁判官十二名の秘密投票の結果、三人だけがノーで、他は死刑の意見で、結局私は、死刑を判決されていることが判つた。

SUSS 少佐から、ワシントンに再審を申請する手続きを取つて貰ふ。 Judge Advocate General から海軍大臣宛に送られた。

その趣旨とするところは、篠原は、グアムの住民として裁判を受け、反逆罪として死刑を判決されたが、彼は、市民権を有せず従つて日本人である。外国人を死刑にするという思想は、アメリカにはないというものであつた。

私は、終戦の放送を聴取キャンブで聞き、その後も同キャンブに収容され、飯忠一、小林仁両海軍中將等とも一緒におつたが、一九四七年四月・五月頃、戦争犯罪人ではないからという名目で、民間刑務所に移された。

民間刑務所に移つて後、一九四八年、十五年の刑に軽減されて監獄プリズンに移された。電燈機械の件が五年、市民を飛行場の

編纂させた作が五年、治安局募集の件が五年計十五年であつた。弁護人から、最高裁判所に持ち出したら何日かかるかわからない。今は、刑期の半分ですむから日に行きたさいという話で巣鴨に移つた。

## 六 服役、釈放、入国調整

巣鴨では、所長のデビス大佐以下親切に取扱つてくれ、グアム島から家内が面会に来たときは、金網越しの面会でなく、応接室で自由に面会を許されるなど一般よりも優遇された。

一九五二年一月十日釈放されたが、グアムに入国することは許されなかつた。一九五七年に至つて、米海軍及び移民局から入国の許可が下りたが、グアム住民一部の反対があつて、取止めとなりそのままに納まれている。目下再申請中である。

私は、裁判の資料を所持しているが、目下再申請のため日本の外務省に出している。用済み後は御覧に入れる。

一九五七年法務省から資料についての照会があり、ラヂオ放送で、資料を集めて日本に送つて贈えるというニュースを聞いた。うに思うが、私は、当時、入国申請のため資料が必要であつたので提出しなかつた。

私はグアムの家内のもとにおちついたら、一生かかつても、訴願する積りである。